

言語学からみた教室の英文法 その2

— there 構文及び仮定法 —

有働眞理子*・山本 泰史**・比名 啓祐**

(平成9年9月19日受理)

0. はじめに

最新の情報へ効率よく到達するためのアクセスなるがゆえに永らく必須教養科目の一つとして君臨してきた英語は、最近では、個人と情報の媒介手段から、個人と個人・集団と集団とをつなぐ伝達手段へと、時代の要請に応じて社会における存在価値を変化させつつあるように見受けられる。

伝統的には、英語は種々の文書を「解説」するための暗号のようなものであったため、当然そのシステム、即ち解説・変換の技術である文法が英語学習の中心的位置を占めていた。解説・変換技術であるから、極端に言えば翻訳機械のプログラムのよう、技術の内容やあり方が自らの言語感覚に照らし合わせて見た時、たとえ納得できるほど現実味がなかったとしても、要は、その技術からそれらしい母国語の表現に置き換えられて、情報の概略がつかめれば事足りる、と認識されても仕方がない面があった。さらに、とりあえず効率よくノウハウとして機能するプログラムを組むことができれば、重大な欠陥がない限り、現存するプログラムの刷新に労力をつぎ込むよりむしろそれを活用することによってより多くの効果を引き出そう、というまさに利潤追求の産業社会を反映したような発想が主流となるのも無理のないことであつたのかもしれない。

外国の科学・文化の理解に道をつけるだけで十分に社会の要請に応えることができ、またそれだけで精一杯であった時代は過去のものとなり、いまや自らも発信源となって国際間の競争・協力の主導権を握らざるを得ない時代になりつつある。それに伴って暗号解説技術というあり方から、言語上の駆け引きを左右する表現技術へと、英語の役割についての社会の認識も変化する。

「従来の英語学習は文法偏重であるから、コミュニケーション能力要請のためにはあまり役に立たない」、「日本人が英語が苦手であるのは文法ばかり勉強しようとするからである」といった、啓蒙期の英語にたいして不公平な批判が登場したのは一体いつ頃からなのであろうか。時代の要請の変化に合わせて、日本人が習得すべきことの内容を吟味或は調整するという努力が十分に払われないうまま、使える英語がなかなか身に付かないことの原因として、文法にいきなり責任が転嫁され、学習領域としての英文法が無批判に没落させられてしまっていると思われるのであるが、これでは真の反省に基づいた建設的

な姿勢とはいえないであろう。

いうまでもなく、学校で学ぶ教科には、社会に出た時に具体的に「実践的に即役に立つ」実学的な部分と、人格・個性の発達にまで影響を及ぼす発想・視点・論理思考などの、潜在的に役に立つ部分の二つの側面がある。「コミュニケーション能力」を、対話行動として主体的に且つ柔軟に英語で自己表現ができる能力としてとらえると、その二つの側面をバランスよく満たしていなければ成立しない能力であることがすぐに理解できると思われるのであるが、現在ややもすると実学・実践的な側面ばかりが強調されている状況ではないかと危惧するものである。例えば、内容の伴わない流暢さが過大評価されたりしてはいないであろうか。依拠する表現手段のシステムやきまりごとを正確に理解した上でなければ、相手の発言が陰に陽に含む意味を感知し、それに対して自分の考えるところを最も効率よくしかも効果的に表現することなどできない。文法ということばのシステムに向かうクールな批判精神を欠いて、一体どのような対話を指向するといふのであろうか、筆者らは甚だ疑問であると感じている。

有働他(1997)で始めたこのシリーズは、解説・翻訳のノウハウとしての性格が濃厚だったと思われる従来の学校英文法を、外国語学習という枠よりやや広く、語学分析的観点から見直し、本来の(そして時代の要請でもある)対話的側面を意識しつつ、その妥当性を検証することを目的としている。とはいふものの考察すべき事柄は膨大にある。基礎的・本質的なことであるにもかかわらず対象外になっていることがないかどうか、捉え方や内容が母国語話者の直観からはずれていないかどうか、あるいはかえって理解の妨げになっていないかどうか、といったことが観察の中心となるが、話題については今しばらく気がついたところから取り上げることとし、分析や考察の視点についても、共同研究である強みを活かして様々取り混ぜて模索してゆくこととしたい。

シリーズ1では、*there* 構文と *it*~*to* 構文をトピックとして取り上げた。前者では、一言で存在文といっても、一般に認識されているよりもはるかに重要な談話上の役割をこの構文が果たしていることが、学校英文法においては見落とされているということ、後者では、いわゆる「仮主語」というダミー的な捉え方が、本質的に指示代名詞である *it* への正しい理解を妨げているとい

* 兵庫教育大学 言語系教育講座(英語)

** 兵庫教育大学院生(言語系教育講座)

うことを述べた。共に、一見解りやすいが中途半端なパターン認識では、母国語話者の直観を反映せず、結局は正確な解釈や表現へつながらないという主張を展開した。

続編である本稿においては、再び *there* 構文、及び新たに仮定法をトピックとして取り上げる。*there* 構文においては、前編の発展としてさらに詳しく且つ具体的に、談話機能のうち提示機能をこの構文の本質ととらえた上で、高校英語教授にこの本質をいかに投影すべきであるかを論じる。仮定法に関しては、話題としてはいささか広すぎる上に、語学研究史的にも有力な定説が複数存在する、或は確立しているといった状況ではない。しかしながら学校英文法における難易度の高い定番学習項目であるわりには、教える方も教えられる方も全体像や本質を把握したという実感が湧きにくく、むしろ戸惑いの多い筆頭に挙げられるものである。ここではまず、仮定法という項目を立てる際に立ち足る問題を認識することから始めたい。外国語学習に有効な言語学上の知見が十分に揃っているとは言いがたい研究の状況であるということも含めて、日本語話者の直観に訴え、かつ英語母国語話者の意識を反映するような仮定法の核心的イメージへ向けて、その方向を見定める糸口を掴むことがねらいである。

1. *there* 構文の提示機能と 高校英語への関わりを考える

1-1 高校英語における *there* 構文のステイタス

問題の構文が高等学校で一体どのようなイメージで取り扱われているのか、まず現状を知るために、実際に使用されている検定教科書のうち特に作文 (writing) のものにしばって二十三冊任意に取り上げ、どういった項目に組み込まれているかを概観した。

そもそも「構文」という概念自体、学校英文法において構造 (structure)、熟語 (idiom)、連語 (collocation) など言語分析の領域やレベルの異なったものを雑多に含んで総称しているため、構文の種類によって扱いの比重にばらつきが出てくるのも致し方ない面がある。しかしながら、*there* 構文に関しては、語学研究者の関心を集めるに足る一般性の高い特徴を持っていること、例えば世界中の言語に普遍的に見られる「存在文」のジャンルに入ることや、統語的に興味深い特徴があること、またヴァリエティ豊かな表現形式のパターンを採ったり、意味や談話機能の面で興味深い行動を示したり、といった点を考えると、何らかのまとまった形での取り扱いが望まれる。「構造」に近い意味での「構文」としてとらえて、それに見合った取り上げ方をすべきであると思われる。そのような比重の観点から、調査した教科書を大きく三

区分してみた。調べたテキスト二十三冊のリストは次の通り、便宜上各々番号を附ってある。

<調査した作文の教科書>

- (1) *Spectrum* 桐原書店, (2) *Milestone* 啓林館,
- (3) *Writing to the Future* 開拓社,
- (4) *Write On* 東京書籍, (5) *One World English Course Writing* 教育出版, (6) *Creative Writing Course* 第一学習社, (7) *Daily English Writing* 池田書店, (8) *Mainstream* 増進堂, (9) *Light-house Writing* 研究社, (10) *Progressive English Writing* 尚学図書, (11) *Genius English Writing Course* 大修館, (12) *Polestar English Course* 数研出版, (13) *Unicorn English Writing* 文英堂, (14) *Phoenix Writing* 開隆堂, (15) *Pow Wow English Writing* 文英堂, (16) *Communicative English Writing* 旺文社, (17) *New Horizon English Writing* 東京書籍, (18) *My English Composition* 旺文社, (19) *Evergreen English Course* 第一学習社, (20) *The New Age Writing* 研究社, (21) *Sunshine Writing* 開隆堂, (22) *The Crown English Writing* 三省堂, (23) *New Access to English Writing* 開拓社

<扱いの比重による分類>

- [1] 独立した項目として立てて重点的に扱っているもの
17, 18, 19, 20, 21, 22, 23
- [2] 別項目の下に一例として取り上げているもの
1, 2, 3, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12,
13, 14, 16
- [3] いずれの形でも取り上げていないもの
4, 5, 15

上記のように、*there* 構文を単独で扱っているものはわずか七冊だけで、その他では全く取り上げていないか、取り上げたとしても何かの例文として単発的に触れているのみである。

この構文が例文として登場を許されるケースには幾つかのパターンがある。代表的なものは、まず第一文型の自動詞文の倒置ヴァージョン (随意的倒置) として挙げる場合である。この場合は、‘There’s another one.’ のような文を、‘Next to it stood a pile of paper cups.’ あるいは ‘Down came the rain.’ などの文と同じように考えて、場所の副詞句が文頭に置かれたため倒置されたと見る立場である。この解釈では、*there* 構文を独立した固有の構文としては認めておらず、基本的語順のスタイル上の異形とする見方であるため、形式・機能上の特徴を特記するにはいたらない。次に、主語の

立て方の項目の下で *have* 構文と関連させて、意味上の主語を意識させる例として出される、といったケースがある。この場合は、存在する主体を意味上の主語と捉え、‘I have three daughters at home./There are three daughters of mine at home.’(故郷に三人の娘がいる)といった表現のように、意味上の主語と形式上の主語が必ずしも一致しない文の組立もあることに注意を喚起するものである。この他、構文としてよりも、むしろ表現パタンの日英比較的观点での取り扱いの例として挙げたほうが良いものもあった。例えば、‘The Shinano is one kilometer wide at this point’(幅や長さなどがある)、『A track and field meet is going to take place tomorrow’(行事などがある)のような文と並べて、日本語の「ある」という文字羅列に対応する英語の表現の例として出す、といったような和文英訳上のノウハウとして扱うような場合である。これは文法的な性格を *there* 構文の対象からはずした極端な場合であるが、これも合わせて考えると、高校英語においてこの構文を取り扱う割合は、その言語学的重要性にもかかわらずかなり低く、特に、核心を突いた文法的説明に至っては皆無に近いと言わざるを得ない。

まがりなりにも単独で *there* 構文を取り扱っている七点の教科書のうち、この構文に関する多少踏み込んだ説明を加えているものになるとさらに少なく、わずか三冊の教科書(18, 21, 23)で文法的な配慮が加えられているのみである。その中身についてかいつまんで記しておく。少数派であるこの三冊に含まれる文法上の説明のポイントを整理してみると、まず第一に、*there* の虚辞性、即ち主語位置を占める *there* そのものに「そこに」という指示的な意味はなく、文中に場所を表す語句をつけ加えなければならないという点である。第二に、文中の名詞句にかかる形式的・意味的制約、即ち意味上の主語である名詞句は不特定な意味を持つものに限られ、したがって定冠詞・数量詞(特に *all*, *every*)などと共には用いられないという点である。第三に、新しい情報を導入するという談話上の役割を持つ、といった点にまとめられるであろう。このうち最初に挙げた虚辞性という説明内容については、有働他(1997)で述べた通り問題が多く、特に、指示機能を失ってはいないものを単に形式上のダミーとして取り扱うのは事実誤認であると述べたが、その他二点についても、後続の節で詳しく考察する「提示」機能の観点からすれば、*there* 構文の本質を捉えるには決して十分とは言えない内容となっている。最も意欲的に取り上げた教科書ですら核心をつかんでいるとは言い難く、残念ながら対症療法的・状況説明的な処理に終わっている。但し敢えてつけ加えるならば、検定教科書の中で *there* 構文に関する多少詳しい説明のうち、開拓社の *New Access to English Writing* については、他の教

科書と比較して評価すべきところがあるので付記しておく。そこでは「定・不定」の概念を解りやすく説明するために、「NP～*be*～場所語句」の文パターンと「*there*～*be*～NP～場所語句」の文パターンの意味的・形式的対比を通じて理解させようとしているのであるが、これは語学的なポイントをおさえた上で効率的に整理している良質の取り扱いと言うべきであろう。

ここまでで高校英語において *there* 構文が必ずしも正当な評価と扱いを得ているとは言いがたい状況を確認したが、もう少し方向性を探るのを絞るために、筆者らは、語学的な根拠のある限り、問題の構文の本質をある程度明確に規定する必要があると考える。細部の調整はその次の課題として残しつつも、結論から言えば、学校英語における *there* 構文の捉え方を「提示機能の特徴とする存在文」として規定することを提案したいと考えている。意味的には抽象度の高い「存在」を表しながら、語用論的には「提示することにより注意を喚起する」という具体的な言語行為に結びつく、そのユニークなからくりについて、高校教科書の例も引用して観察しながら次に検証してゆきたい。

1-2 提示機能を持つ存在文として

there 構文を捉える

there を使った存在文も *there* を使わない存在文も、何かの存在を表すという点では同じ範疇のものであるが、*there* 存在文の場合は、存在を話題にする表現のレポーターが豊かであり、また有働他(1997)でも既に指摘したように、あるモノ・コトを新たに聞き手の意識の場にのぼらせてその存在を示すという提示機能を持っている点で、かなり談話的にインパクトの強い性格を有する。この提示機能は、英語で談話の流れを構成してゆく時に実際に非常に重要な役割を果たしているのであるが、私たち日本人にとっては「存在」と「提示」の組み合わせが談話的にめりはりをつけることがあるという状況が必ずしもすぐにピンとくるものではないので、一種の盲点といえるであろう。

あるものの存在や所在が談話の中でどのように提示され得るのか、教科書から具体例を拾いながら、学校現場が取り入れるべき視点を考えてゆきたい。まず次の一節を見てみよう。

Concise Oxford Dictionary also says that the word ‘communicate’ means ‘have a common door’. The two people in this photograph know each other. They speak the same language, they share the same history, similar experiences and similar values. They can talk and usually understand each other. There is an open door between them. And, indeed,

this type of door encourages people to communicate.

これは *Spectrum English Course II*, Lesson 1, Only Connect! からの引用 (下線部筆者) である。communicate という語彙の語感をつかむために、語源から掘り起こしてイメージを膨らませてゆくところであるが、テキストの本文の下にはそのイメージを視覚化するかのように、年配の髭をはやした農夫と、乳搾りのバケツを腕に抱えたおかみさんらしき女性が、納屋の低い開き戸越しにこやかに談笑している様子の写真が掲載されている。こういった場面で下線部のような there 構文の表現が表しているものは、もちろん目で確認できる物理的存在としての背の低い戸の存在ではなく、同じ言葉を話し、歴史や経験や価値観を共有しながら相互理解を行う共通の場としての「戸」、いわばメタファーとしての「戸」なのである。会話の成立や相互理解の道をつける「場」の存在を、there 構文のパターンを使うことによって、聞き手・読者に明確に提示してハッと気づかせている。談話の流れに沿いながらも、聞き手あるいは読者にとって予期しなかった新鮮な情報を提供することで、物理的・抽象的存在としてのモノや事態を相手の意識領域に登場させると考えられる。このようなスタンスは、例えば *An open door is between them.* という文のように、物理的実体である目の前の戸について、それが単に二人の人間の間に所在するという事実を叙述すれば済む、といったスタンスの表現とは、談話構成上の役割において全く質を異にするものである。

もう一つ教科書からの例を見てみよう。

The question is often asked, but no one has found a satisfactory answer to it so far. Yes, why do they make still bigger planes, still heavier bombs? Why are millions spent daily on the war, while there is not any money spent for hospital, or artists, or for poor people?

Why do some people have to starve, while there is a lot of grain rotting in other parts of the world?
Oh, why are people so crazy?

これは *Unicorn English Course II*, Lesson 3, Behind Closed Windows から抜粋 (下線部筆者) したものであるが、もともとは Anne Frank による *The Diary of a Young Girl* を英語に翻訳した作品である。この章において分詞を伴った形の there 構文が一つのポイントとして取り上げられているので、例文を整理して、構文が文脈の流れの中でどのように機能を果たしているのかについて考察することにする。

- (1) a. There is not any money spent for hospitals, artists, or for poor people.
- b. Not any money is spent for hospitals, artists, or for poor people.
- (2) a. There is a lot of grain rotting in other parts of the world.
- b. A lot of grain is rotting in other parts of the world.

(1) a では、人を殺すための戦争で使う、今までより大きな飛行機や強力な殺傷力のある爆弾の製造には日々どんどんお金が費やされる一方で、病人の治療を行う病院の建設や、芸術家を育成するため、あるいは貧しい人々を救済するためには積極的にお金が使われない、という憂えるべき現状・事態があり、これを聞き手の意識にしっかり提示し、アピールする、というのが文の機能である。さらに、提示された内容は、聞き手の意識空間において一種の「広がり」を持つようになり、他の関連事項、例えば重要度の低いものに使うお金ならあるということのおかしさ、といった認識なども同時に想起させる含みさえ出てくる。これに対し (1) b は、既にお金の使い方が話題になっており、福祉や芸術などは出費の対象から外されているという状況を叙述する文であり、そこには特にそういった事態へのなにかの思い入れや強調というニュアンスはない。(2) a の例は、食糧難で食べ物が手に入らず、現実には餓死していく人がいる一方で、他の地域では食料となる穀物が何らかの理由で有効利用されずに腐っていく、という不合理を聞き手にぜひ伝えたいがためにそういった事態の存在を提示する文である。聞き手は there 構文が使われたことによって、注意を払うべき情報が提示されていることを認識し、それを特定した上でどういったことがアピールされているのかを知るこの例の場合には、解決すべきアンバランスな食糧問題の存在を認識するのである。(2) b のパターンは、相当量の穀物の存在が話し手と聞き手の間で既に了解されていて、それが一体今どうなっているのか、つまり問題の穀物について、腐りつつある状態である、と叙述する文として機能している。あるものの現状について述べれば事足りる場合と、その現状に対してある種の価値判断が加わり、注意を喚起する必要がある場合では、文脈の中で果たす役割に大きな隔りがある。

以上の例でわかるように、there 構文の持つ「提示機能」は、談話の流れに沿って、聞き手が意識していないか、またはまだ知らないと考えられる情報の存在をアピールするというものである。そして、その情報を聞き手の意識の場に提示することによって、その内容に注意や関心を向けさせ、談話をさらに発展させようとするねらいがある。この点で、この構文はかなり文脈上インパクト

の強い構文であると認識すべきである。

Bolinger (1977) では、この提示機能について、「意味上の主語を談話の中に導入する機能」と規定しており、その目的とは「あることがらを意識にのぼらせること」であると述べているが、上記の例を考え合わせると、誠意的を得た観察であると言わざるを得ない。Abott (1977) においても、類似した見解が述べられている。そこでは、もう少し細かく分類し、(a) 聞き手にあるものの存在・非存在を気づかせる、(b) あるものの存在・非存在を談話に導入する、(c) 聞き手の関心をあるものの存在・非存在に向けさせる、(d) あるものの存在を単に認める、の四つを挙げている。これらのどの機能をとってみても、注意喚起を目的として提示することが中心的な役割となっているのがわかるであろう。

there 構文の核心ともいえる、この提示機能に関して、学校英文法ではどのような取り扱いをしているのであろうか、あるいは、そもそも一言でも言及されているのであろうか。次の(3)及び(4)はある検定教科書からの引用であるが、これらに見られる書き換え例を通じて、私たちがその重要性を主張する提示機能が現場では殆ど認識されていない状況が垣間見える。

- (3) a. There were many elderly people enjoying the sunshine in the park.
b. Many elderly people were enjoying the sunshine in the park.
- (4) a. There was not much money spent on the event.
b. Not much money was spent on the event.

それぞれのペアにおいて、a と b が相互に書き換えられて交換可能ということになっており、そのように書き換えることが指示されている。しかしながら、(1) と (2) の類似例で既に観察したように、これらは提示機能の有無により文脈の中での役割を異にするものであり、等価の表現として書き換えを指示すべきものとは到底認められない。(3) a では、多くのお年寄りが公園でのんびり日光浴を楽しんでいるのかな情景を印象づけたのであり、(3) b では年配の人々の状態について、今公園で日光浴中であるという部分的な情報を提供しているのである。(4) a では、イベント用の予算が貧弱であるという状況に注意を喚起したいのであり、(4) b では聞き手にどのようなインパクトを与えるかは別として、イベントへの出費は少なかったとコメントしているに過ぎない。同じ事態についての表現であるといっても、構文形式の違いにより情報の取り上げ方が異なるのである。文脈の流れを汲んで翻訳上の工夫を凝らすことも十分可能であるので、教室において英文を解釈させる

ときに、もっと積極的にこの部分の指導をおこなったほうがよいと考えられる。

また、安藤 (1996) の説明にあるように、次の(5) b と(6) b の文は情報としてのステイタスにおいて違いがあるということが、各々を答えとする疑問文(5) a 及び(6) a を設定してみることによってはっきりと理解できる。

- (5) a. What happened?
b. There was a car blocking.
- (6) a. What was blocking your way?
b. A car was blocking my way.

(5) においては、「一体どういう状況であったのか、起こった事態は何だったのか」というように、認識しておくべき事件の全貌を尋ねたのに対し、通行妨害という状況があったことを知らせる(提示する)文で答えている。一方、(6) では、もう少し部分的な情報を求めており、「どういったことの邪魔が入っ(て来るのが遅くなっ)たのか」というように原因を特定するための質問に対し、原因は車であったと答えている。(5) b の *there* 構文特有の談話機能がここでも認められるであろう。

現行の教科書の中で、この提示機能について何らかの記述のあるものは一冊も見あたらないが、ここで述べてきた内容が重要な談話機能に関わることであることを考えると、コミュニケーション重視をうたう現在の英語教育の現場において、*there* 構文の教授内容を根本的に洗い直す必要があるのではないかと提言せざるを得ない。

2 仮定法を難しいと感じる背景について

2-1 仮定法導入時の問題点について考える

学校文法においては、文法の学習項目を章立てる場合に、例えば「名詞」、「動詞」、「不定詞」、「関係詞」のように、文中の機能によって認定される統語範疇毎に整理されることが多い。そのような中で、まとまった表現として成立した文の、全体のパターンとしての仮定法は、文の一部をなす範疇と同列に取り扱われているのが普通である。残念ながら、この不釣り合いな項目立てについて、学習者が違和感を覚えることなく、仮定法の本質を理解できるように、慎重に内容編纂が行われているとはいえない状況が多々あるようである。「仮定法」なるものが如何なる文法パターンを投影したものであるのか、日本語話者の言語感覚にも響く汎言語学的な説明になっているというよりは、むしろ、仮定法教授におけるきまりきった導入のパターンに象徴されるように、特殊な表現形式と

して処理されているという印象を免れない。

以下のセクションでは、仮定法の教授及び学習を窮屈にしている様々な原因を指摘していく。最も深刻な問題は、(これは仮定法に限らず、学校英文法全体の問題でもあるのであるが) 英語という言語を理解するのに欠かせない文法概念である「法 (MOOD)」についての説明が欠落していることである。「法」の一つのパターンである仮定法のあり方を把握するためには、当然ながら「法」全体が言葉に果たしている役割を理解することが前提となる。話者が発話の内容についてある種の判断を持ち、それが発話時に特定の心的態度として表現されるのは、日本語も英語も同じであるが、様々な態度に対してそれぞれどのような文法形式が対応するのかについてのシステムは言語によって異なる。英語の場合は、日本語と違って、動詞の語形変化を伴った文形式が「法」の表現に関わっているのであるが、このあたりのからくりについて、どうも荒削り過ぎて正確な理解を妨げていると思われる要因がいくつか存在しているようである。大きく分けると二点、まず言語学上本質的な問題として、モダリティの概念が食わず嫌いの軽視されているのではないかということ、次に技術的な問題として、仮定法を具現する形式の特定化及び整理において結果的に誤解を生むような形で失敗しているのではないか、ということに集約されるであろう。詳しい教科書調査は近い将来の課題とし、まずは随想的に観察を整理してゆきたい。

2-2 「法」(MOOD と MODALITY) の問題

英語の教師であれば誰でも常識として、「仮定法」の「法」がモダリティを表現する「法 (MOOD)」を意味することを知っている。しかしながら、ここにまず仮定法への正確なアプローチを妨げる最初の要因が隠れていることを強く認識している英語教師がどれだけいるかとなると、甚だ心許ない。端的に言えば、学習者である生徒たちの多くが、「仮定法」の「法」を方法・手法などの「法」と混同していると予想されるということなのであるが、そういったことが容易に予想されるにもかかわらず、その誤解を防ぐための手だて、即ち「法」という概念を導入する際に必要な配慮が十分与えられているとは思えない状況があるからである。個別言語の文法に応じて体系化されたモダリティの「法」は、意識的に取り扱わない限り全体像を把握できない抽象度の高い概念であり、まして生得的な言語習得の臨界期を過ぎた段階での外国語学習のように、異なった文法体系を学習者が意識せざるを得ない場合においては、基本的な内容をできるだけ消化しやすい形に整えて提示するのが親切な指導というものであろう。抽象度の高い文法概念を初級用に編集するというタスクに工夫と苦心が要求されるのであるが、英語による対話の力にまで応用させたい確固たる

知識を求めるのであれば、このタスクは今後何らかの形で必ず解決しなければならない重要な課題と思われる。

「文法」に対して一般的にある種のアレルギーが存在することについては冒頭で触れたが、私たちが日本語を通じて概念的に複雑な文法規則群を自在に操っているという事実を思い起こし、あるいは生徒に思い起こさせ、難解とされる仮定法の指導に「法」の概念の導入をもっと積極的に行いたいものである。「法」は、発話内容に対する話者の心的態度を伝えるための文法形式上の標識なのであり、文法への組み込まれ方の度合いに多かれ少なかれ差はあっても、どの言語にも、もちろん日本語にもそれなりの表現手段が存在する。つまり理解不能の異質なものであるのではない。英語においては主に動詞の形態的变化によって表現され、変化のパターンは語学研究史上よく知られた分類方法でもわずか三つであり、煩雑というほどのこともない。即ち、話者が発話するときのスタンスとして、ある事柄を自分の思い入れを入れずに客観的な姿勢で事実として述べる直説法 (INDICATIVE MOOD)、想像・仮定・願望など、具体的な事実ではなくあくまでも話者の主観として頭の中で考えられることとして述べる仮定法 (SUBJUNCTIVE MOOD)、そして、聞き手に行為上の影響を与える、具体的には、聞いている人に遂行して欲しい命令の意思と内容を伝える命令法 (IMPERATIVE MOOD) の3種類がある。それぞれのタイプには形式上のヴァリエーションがあるが、解りやすい例文を確認のために以下に挙げておく。

(7) My wife does not put on make-up. (直説法)

(8) I wish my wife would put on make-up.

(仮定法)

(9) Put on make-up. (命令法)

奥さんがあまり化粧をしないという事態は同じでも、直説法によるコメント (7) では淡々と事実について述解する様子が、仮定法の表現 (8) ではせめて化粧ぐらいして素顔で人前に出ないで欲しいという夫の願望が、命令法の表現 (9) では有無を言わず化粧をさせる積極的な発話行為が、それぞれ明確に表現されている。妻が身なりをあまりかまわないという事態を、話者である夫がどのように受けとめて言語表現を通して処理しているか、言い換えれば、認識した事態に対して話者がどのようなスタンスで臨むのか、その距離の取り方をいわば規定しているのが「法」の役目といえるであろう。距離において客観的に臨むか、距離をおかず主観を入れてしまうか、或はもっと積極的に相手の反応を促す行為として意思表示を行うか、といった話し手の心理状態を反映するしるしなのである。心的態度というベースに立って比較しながら理解しようとするれば、仮定法という形式の存

在意義も自ずとわかってくるのではなからうか。全体像をおぼろげながらも把握すればこそ、その中の一部分の役割が認識できるというものである。

しかしながら、現行の高校生用教科書・参考書・英文法準教科書などを見る限り、仮定法導入時にこの「法」に対する説明が十分になされているとは言いがたい。ごく一部の教科書にわずかにふれてあったとしても、直説法と仮定法の二つのみの比較に限定されているので、話者の心的態度という観点から言語直観に訴えるというレベルまでには至らないで終わってしまう。

英語の文は、必ずこの三つの法のいずれかに該当する。学校文法における他の文法項目、例えば不定詞や動名詞や関係代名詞などを使わない文はあり得ても、直説法・仮定法・命令法のいずれでもない文はあり得ない。この点が、他の文法項目と根本的に異なる点である。したがって、実現不可能な願望を表現するためのパターン、即ち単に一構文として付随的に項目を立てるのは不適切であり、英語の文として成立するための基本的な鑄型として総括的に取り扱うべきであることがうかがえるであろう。発話として文を成立させる「法」全体の概念を示し、かつそれが三区別されていて、その一つが仮定法であるといった方向で文法に組み込まざるを得ないのである。この点は特に、このシステムを共有しない日本語の話者にとっては重要なポイントである。それがなされなかったために、学習者が章立ての意味付けを自己流に先行し、「仮定(方)法」と誤解する結果に結びついているのではないかと思われるのである。

さらに、「仮定法」という用語について付言すればもう一つ誤解を招きやすい点がある。SUBJUNCTIVEという言葉自体は、語源的には、ラテン語の「従属節に使われるもの」ということを意味する SUBJUNCTIVUS に由来する。ただし、実際の仮定法は従属節だけに現れるものではない。この点で、元々の英語の用語の付け方に不正確なところがある。これがどのようないきさつで仮定法と名付けられたのか筆者らには不明であるが、次節で考察する問題の一つ、*if* で始まる条件節で導かれる文がこのタイプの法の最も典型的な例として固着してしまった、という状況に起因するのではないかと考えられる。そしてこのことが、心の中で想起されること全体であるべきにもかかわらず、条件設定下の予想・判断を表す用法のみに限定して理解しかねない事態を引き起こしているであろう。その意味では、細江逸記(1917)流に、仮定法を叙想法、直説法を叙実法などと、内容に合わせて用語の表現を工夫・再考すべきであるのかもしれない。とりあえず本稿では従来馴染まれている「仮定法」という呼称を便宜上使用しておくことにする。

2-3 技術的な問題について

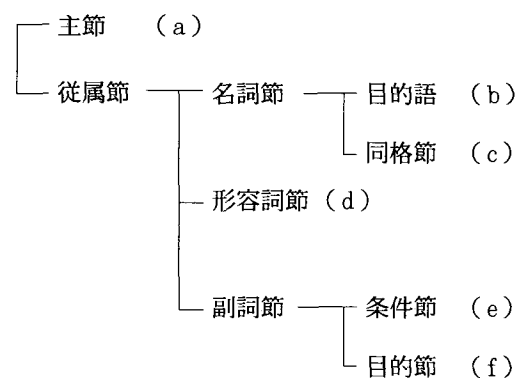
2-3-1 仮定法 = *if* (条件) 節という

ステレオタイプの弊害

仮定法の正確な理解を阻む技術的な問題として、まず、導入の段階において *if* に導かれる条件節を伴った文を典型例として説明あるいは規定されるパターンがほとんどであり、このことが仮定法の意味・機能を非常に限定的にししか認識せず、したがって基本的なあり方を大きく誤解する原因になっていると思われる。仮定法そのものにも種々の形式と意味機能のパターンが存在するし、条件節のほうも複数のタイプに分類され、その全てのタイプが仮定法と関わる訳ではない。条件節を伴って仮定法の文を表現するというのは、仮定法としても条件文としても一部の組み合わせでしかないのである。

確認のために、仮定法の形式のパターンをごく簡単に整理しておく、まず主節に現れるものと従属節に現れるものの二つに大別できる。後者のタイプが、従属節の統語範疇および意味機能により多岐にわたる。統語範疇別には、名詞節・形容詞節・副詞節の三部位に現れる。名詞節は、特定の動詞群の目的語として機能するものと、特定の名詞群と同格の名詞節である場合の二つがある。形容詞を含んだ文の中の節に仮定法が現れるパターンは、ほぼ慣用表現として定着しているものがほとんどであり、メンバーの数も限定される。三つ目の副詞節は意味機能によって(譲歩節も含めて大きく)条件節、目的節の二タイプに分けられる。若干単純化すぎるきらいはあるが、これらをわかりやすく整理すると以下のようにまとめられるであろう。

<仮定法が表現される形式上のパターン>



次に上記の例文を一つずつ挙げておく。

(a) God save the Queen!

(b) I wish he were alive.

(c) We were faced with the demand that one of us be transferred.

(d) It is high time that he went there.

- (e) If I were you, I would not marry her.
 (f) The mother bolted the door for fear that
 the wolf come in.

学校英文法において典型例とされるのはこの中の (e) にあてはまり、それが仮定法全体から見れば、ほんの一部にしかすぎないことがよくわかるであろう。

次に、条件節についても、同様の拡大解釈の問題が存在するのであるが、このことについて少し詳細に観察したい。条件節には、仮定法の条件節だけでなく、直説法の条件節も存在する。したがって、条件節を仮定法とほぼ同定することは、仮定法の理解不足のみならず、条件節への誤解にもつながることになり、非常に危険である。日常生活においては、事実確認が大ざっぱなまま色々なことを条件として想定しても特に支障がないため、法の区別に私たちがそれほど神経を払っているとは感じにくいかもしれない。しかし実際には、仮定法を使うか、直説法を使うかによって、話し手としての自分の認識を暴露してしまうことになるので、発話の形式をそういった観点から整えることはとても重要である。日本の学校現場でこのことに十分な配慮がなされているとは言いがたい。

Declerck (1991) の四分類を例に取り、条件の種類にどのようなものがあるか概観したい。条件節で述べられた事柄が事実であるか否か、あるいはどの程度実現可能であるかに応じて使うべき法も異なってくるからである。Declerck による四つの条件の種類とは、閉鎖条件 (closed condition)、開放条件 (open condition)、仮想条件 (hypothetical condition)、そして反事実条件 (counterfactual condition) である。

次の例文を見ながら、それぞれの内容を確認しておきたい。

- (10) A: John is ill.
 B: That's terrible. If John is ill, will
 keep the shop open?
 (11) If it rains tomorrow, we may have to
 cancel the trip.
 (12) I wonder if Bill is already back in Eng-
 land. If he is, he will come and see us
 shortly.
 (13) If he went to the police, we would be in
 trouble.
 (14) It would be nice if you helped your
 mother clean the house.
 (15) If I had a computer, I could get on with
 my work much more quickly.

(10) は A と B の会話であるが、ジョンが病気であると述べた A の発話を受けて、B が聞いた内容を事実とみなし、店の行く末を案じていることを表明する文である。この場合、条件節で述べられている事柄は、未知の部分を残した可能性としてではなく、はっきりと既定の事実として認識されている。このように事実として認定されたことを条件として設定したものが閉鎖条件である。(11) で条件として述べられているのは、翌日の天候という、いくら予想しても確実なことがわからないことである。同様に、(12) の条件も不確実なことであるが、ビルが帰国することになっているという予定だけは確実で、あとは既に帰国したかどうか確認するだけという、実現の可能性が高い場合である。このように、条件節で述べられることの実現可能性が、五分五分か、あるいは十分に高いと認識される場合のものを開放条件と呼ぶ。(13) の条件節は、彼が警察に行くという可能性は低いがゼロではなく、万一行かれた場合には困ったことになる、即ち実現の見込みがおそらくないであろうが、しかし全く不可能とは断定できないという認識を表現している。このようなタイプのものが仮想条件である。この仮想条件は、表現が直接的ではなくなるので、話し手の聞き手に対する丁寧さや控えめな気持ちなどを表すために、本来ならば開放条件の表現であるべきところを、むしろ仮想条件的表現を採用することが好まれる場合にしばしば代用される。(14) はその例で、こどもが母親の手伝いをすることは実際はあたりまえであり、実現の可能性がほとんどないなどということはあり得ないので、開放条件として表現すべきものであるが、手伝いを促す際に押し付けがましさを少しでも抑えるために、あえて仮想条件の表現として形を整えた、という場合である。四つ目として、(15) が、日本で通常仮定法の典型例として教えられる用法であり、その名の通り事実ではないことを条件設定する反事実条件の例文である。即ちパソコンを持たない人間が、パソコンさえあれば仕事ははかどるのにと残念がる意味である。

これら四種類の条件のうち、閉鎖条件と開放条件が直説法で表現され、仮想条件及び反事実条件が仮定法により表現されるものである。反事実条件のタイプのみが強調されて仮定法の唯一のパターンであるかのごとく説明されることがいかに不適切であるかがわかるであろう。ここはむしろ、条件節のタイプを意味に合わせて選択する際にも、想定上のことであれば仮定法を採用するという基本方針が生きているというように、様々な構文を発話として完成させる時には認識に見合った法表現を必ず選択するというシステムとして教えていくべきであろう。

現行の高校生用参考書・英文法準教科書等では、仮定法を説明する場合、まず仮定法過去の例で導入し、下記

の(16)のような例を挙げて、現在の事実に反する仮定を表すのだといった説明を与え、次に(17)のような文を対置させ、書き換え可能の文として提示して済ませる、といったパターンが殆どである。

(16) If I knew her address, I would write to her.

(17) As I don't know her address, I can't write to her.

このタイプのペアのみを例として紹介すると、既に述べたように、反事実条件の場合だけを取り上げているので、仮想条件という実際日常的にもよく使う仮定法のパターンを外すことになりかねず、片手落ちである。反事実条件の用法しか該当しないのは、過去の事実に反することを述べる仮定法過去完了だけであり、仮定法過去には仮想条件と反事実条件の二つの用法とも存在することに十分な注意を払って対応すべきである。

注意が必要なこととして、さらに、条件節には直説法もあるという点について言及しておきたい。次の(18)および(19)の例文を検証しながら状況を確認したい。

(18) If you were walking all day, you must be tired now.

(19) If you had met Naomi before, why didn't you speak to her last night?

この二つの例文においては、条件節の動詞の形がそれぞれ過去と過去完了になっている。そのため一見すると仮定法過去及び仮定法過去完了であるかのように取り違えやすい。しかしそうではなく、一日中歩いたこと、奈緒美に面識が既にあることが事実として確定している状況に対応する表現、即ち閉鎖条件として機能する条件節を含んだ直説法の文なのである。このように、法を形態パターンに引きつけて考えすぎると思わぬ誤解に陥ることがあるので、認識上の概念(法)と、それを表現する手段としての形態(時制)とは、あくまでも別のもの、たまたま一致することはあっても必ずしも一対一の対応をしない関係の存在と心得るべきである。

2-3-2 日本語との対応のさせ方

日本語には、英語の仮定法に相当する、体系化された形でのモダリティの表現形式は存在しない。このことは、従来教育の現場においてある程度認識にのぼっているにもかかわらず、整理して対応してこなかった問題の一つである。

次の文を例にとって、英語の仮定法表現を日本語の表現に置き換えることの難しさをまず確認したい。

(20) If you are right, I am wrong.

(21) If you were right, I would be wrong.

(20)は、開放条件を含んだ直説法の文で、「(私が正しいか、あなたが正しいか、可能性は五分五分であるが、)もしあなたが正しいければ私が間違っているということになる」という意味である。これに対し、(21)は、反事実条件を表す仮定法の文で、「(あなたが正しいということはまずあり得ないと私は思うが、)もしあなたが正しいければ私が間違っているということになる」という意味を表す。前者は直説法を使うことによって、自分の見解には反するが、相手の言うことにも理があり、もしかしたらそちらのほうが正しいのかもしれない、と話し手が考えていることを形式上表明している。仮定法で表現された(21)では、相手の言い分が正しいはずがないという話し手の判断を意味として含んでいる。これらは共に動詞の形態によって一目瞭然である。しかしながら、日本語でこの認識上の差異を表現しようとする、明快な答えを見つけることはなかなか困難である。上記のようにかっこでくくった補足表現を付けて発話するしかないであろう。この意味で、仮定法の英文を日本語に翻訳させる作業は、教える側にかかなりの柔軟性を要求する内容を含んでいるといえる。

このことは、逆に、日本語を英語に置き換えようとしたときにも意識せざるをえない問題となる。例えば、「明日スキーが出来たらいいのになあ!」というせりふを英語で表現しようとした場合、はたと困るのである。つまり、スキー場にせっかく来たのに、吹雪が続いてなかなかスキーが出来ないといった状況の下では、待てばスキー日和も訪れる可能性があるのも、直説法の表現でなければならない。*I hope I can ski tomorrow.* といったところであろうか。また、予定をこなして既に数日間たっぷりスキーを楽しんだ後、明日はいよいよ家に帰らなければならない、朝すぐに帰路につかなければならないので、もうスキーをすることは時間的に不可能だというような状況であった場合は、仮定法で表現するのが適切である。例えば *I wish I could ski tomorrow.* のように残念そうに言うのがよいであろう。日本語には、英語で仮定法・直説法によって表している区別を、文法的に表現するシステムがないので、上記のようにどちらの法にも解釈できるような日本語の文を英訳させる場合には、模範解答を複数用意するなり、設定条件を指定するなりして学習者の混乱を引き起こさないような配慮が必要であろう。それができないのであれば、いっそのこと紛らわしい問題文は一切外すことである。

もう一つ同様の例を挙げておく。「あと100円あれば漫画本が買えるんだけど!」という文の場合、もし今

100 円硬貨を見つけるべく一生懸命鞆の中を探している最中、つまりもしかしたらお金を持っているかもしれないという状況であれば、仮定法は使えず、直説法で表現しなければならないので、*If I have 100 yen more, I can buy that comic book.* と発話するであろう。しかし、鞆の中身を全部出して、どこを探してもあと 100 円が見つからないといった状況では、逆に *If I had 100 yen more, I could buy that comic book.* のような仮定法の文でなければ不自然である。日本語で考える際には、自分の発話の一部が実現可能であるかどうかまでいちいち厳密に判断してものを言う訳ではないので、この落差に慣れるのは結構骨の折れる課題となる。

2-3-3 時制とモダリティについての配慮について

学校文法における仮定法の理解を妨げる最後の要因として、仮定法における時制とモダリティの問題に簡単に触れておきたい。つまり、どうして、仮定法において、現在・未来のことを表現するのに過去形を用い、過去のことを表現するのに過去完了形を用いるのかということである。このことは学習者が当然抱く疑問であろうと思われるのであるが、残念ながら、定説的な解釈はないようである。したがって、実現可能性の度合いを表すのに、動詞のテンスに関係する形の変化が関わっているということについて、腑に落ちないという欲求不満を抱えながら、学習者は機械的にパタンを覚えることになる。言語全体にかかる存在感のある文法事項なのであるから、動詞の形態変化とモダリティの関わり方についてもう少し説明があってしかるべきである。この点については、Palmer (1987) にも説明してあるように、非現実を表す過去形と、過去の「時」を表す過去形は、使われる環境は違っていても本質的には同じものを根源とする、という見方が参考になるのではないかと思われる。その考え方では、時間も現実度も共に心理的な距離という共通項でくくり、心理的に「遠い」ものとして位置づけることが出来るという訳である。時間的な過去は現在を最も近いものとすれば遠いと感じるものであるし、また、現実度の低いものについても同様に、自分が認識できる事実 matches した事態は心理的に近いと感じるが、事実ではないことに対しては心理的な距離を感じる、即ち遠いと感じる、というのうがった見方であろう。この程度のことであれば十分学校英文法にも応用できそうなので、今後の組み込みを期待したい。

3 結び

本稿では、*there* 構文及び仮定法をめぐって、本質的に重要な文法上のポイントは何かを考えたが、

それらを教室でどのように取り上げるべきであるかについて糸口を求めて考察を加えてみた。

there 構文の学校現場での扱いについて、英作文の検定教科書を中心に調べることにより、現状分析をおこなった。その結果、この構文を単独の項目として、即ち重要な項目として取り扱っている教科書は少なく、別の構文や表現の傘下に付加的に説明するという取り扱いが多いということがわかった。しかしながら、この構文の提示機能を中心とする多様な表現形式や、談話における提示機能の重要性を考えると、学校現場における現在の *there* 構文の取り扱いは不十分であると指摘せざるを得ない。発話が真空状態の中でおこなわれることはなく、必ず話し手と聞き手がいて、談話の文脈の流れの中で発せられることをくれぐれも念頭に置いて、現実のコミュニケーションの場面で構文を正確に理解・使用することができるよう、指導のソフトを整えていく必要があるであろう。

仮定法についても同様のことが言える。学校英文法における仮定法の従来の取り扱いには、「法」という英語の本質にかかわる要素を重視していないという不備があることを述べた。そしてその結果、様々な技術的な問題が派生すること、特に、導入時の説明のあり方や例文の選択次第では、学習者の理解を損なうということも合わせて観察した。このような指導内容の混乱を抱えたままでは、対話に応用できる仮定法の習得はおぼつかない。もう一度基本的なポイントが何であるかということを検討したいものである。

引用・参考文献

- Abott, B. (1997) *Discussion Note: Definites and Existentials Language Vol.73 No.1*
- 安藤貞雄 (1996) 「英語学の視点」 開拓社
- Bolinger, D. (1977) *Meaning and Form* Longman
- Brevik, L. (1981) *On the Interpretation of Existential THERE Language Vol.57 No.1*
- Declerck, R. (1991a) *A Comprehensive Descriptive Grammar of English* Kaitakusya
- (1991b) *Tense in English* Routledge
- 細江逸記 (1917) 「英文法汎論」文會堂書店
- Milsark, G. (1974) *Existential Sentences in English* Ph.D Thesis MIT
- Palmer, F. R. (1987) *The English Verb* Longman
- 有働眞理子・西田雅美・山本泰史 (1997) 「言語学からみた教室の英文法—その 1」『学校教育学研究』第 9 巻 兵庫教育大学学校教育センター
- 安井 稔 (1996) 「コンサイス英文法辞典」三省堂

Classroom English Through a Linguistic Perspective (2)—*There* Constructions, and Subjunctive Mood

This paper intends to re-examine some aspects of school grammar of English from a linguistic point of view ; *there* constructions and subjunctive mood are main topics to discuss. Both cases demonstrate the importance of understanding prototypical function of grammatical rules , which should contribute to the development of communication skills in English.